

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省、国土交通省 第2次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

## 提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大

## 提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。

## 具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。

所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。

また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることで、市町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が死亡した空家所有者の相続人を早期に特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

## 根拠法令等

戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、西尾市、小牧市、長岡京市、八尾

市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○当市に相談が寄せられる管理不良な状態の空家の多くが、登記簿上の所有者が死亡したことにより空家となったものであり、数次相続が発生しているような空家も少なくない。助言・指導等を実施するために、速やかな所有者特定が求められるが、空家の所有者特定において他市町村への戸籍等の請求の事務が多くを占めている。戸籍を取得した者がすでに死亡していることもあり、そのような場合には、その者の相続人の調査が必要となり、同一市町村に対して再度、公用請求を行うこととなる。戸籍の電子情報処理組織の利用が可能となれば、空家所有者の早期特定につながるとともに、空家担当者の事務負担だけでなく、戸籍担当者の事務負担軽減にもつながると考える。

○提案団体と同様の内容。なお、戸籍請求は年間 240 件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空家を早期に解決する上で、支障をきたしている。内容は、相続人が多数存在するケースや相続人の半数が他自治体に本籍を置いている実態があるなど、今回、戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることにより、危険な空家の早期解決に繋がることが期待できる。なお、個人情報保護措置を講じた上で、着実な運用を図っていく必要がある。

○空家の所有者の相続人を調べるためには、戸籍関係の書類を公用請求する必要があるが、請求から回答まで多大な時間がかかる。電子情報処理組織を活用した公用請求が可能になると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、相続人が複数おり、かつ本籍地が異なる場合は更に時間や手間を要する。

○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数ヶ月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。電子情報処理組織等を活用した公用請求が可能となれば、空き家等に関する解決困難な諸問題の解消につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【法務省】

令和元年法律第 17 号による改正後の戸籍法第 120 条の 2 第 1 項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第 10 条第 1 項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。

また、戸籍法第 10 条は、昭和 51 年の戸籍法の改正において戸籍の公開制度が見直された際に、戸籍の閲覧制度が廃止されたことから新設された規定であり、さらに、平成 19 年法律第 35 号による戸籍法の改正において、戸籍証明書等の交付請求をすることができる場合を限定する戸籍法第 10 条の 2 が新設されるなど、戸籍情報の性質や個人情報保護の観点から数次の制度改正がされており、今般の戸籍法第 120 条の 2 の立法過程

においても、これらの経緯を踏まえた検討がされたところである。

これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交付の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍地の市区町村以外の市区町村、つまり、戸籍を記録した市区町村以外の市区町村において交付の可否を判断することが適当ではないと考えられること、また、都市部の市区町村に、当該市区町村以外の都道府県や国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において、戸籍証明書等の交付に係る事務負担が過度に増大するおそれがあること等を考慮したものである。

また、戸籍法第120条の2の規定は、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働と同時に施行される予定であるが、本件提案は、前述した市区町村間の事務負担の偏在等に関する詳細な検証等を欠いたまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度改正を求めるものであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対応は困難である。

**【国土交通省】**

提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であることから、同法を所管する法務省において検討されるべきと考えるが、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考えられるため、国土交通省としては、そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考える。

**各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解**

本提案は本人等以外からの第三者請求のうち、地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために法令上の根拠、利用目的等を明らかにして戸籍謄本等の請求を行う、いわゆる公用請求のみを戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大の対象としている。公用請求はその他の第三者請求と異なり、請求事由や利用目的等が明確であり、その請求については、請求者の官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして行うこととされているところ、これらについて、本籍地外の市区町村で確認することが困難であるとの事情は認められず、当該市区町村で交付可否を判断することによる支障は生じないと考えられる。

また、本提案は市区町村の空家部局による庁内戸籍部局への公用請求と戸籍部局による戸籍情報連携システムを活用した他市区町村との戸籍情報の送受信を併用することにより、市区町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を迅速に取得できるようにするものである。つまり、同じ市区町村内で手続が完結し、他市区町村へ公用請求を行うことはないため、むしろ、人口の多い都市部の市区町村においては、他の市区町村からの公用請求に係る事務負担を軽減し、また他の市区町村に本籍を有する者に係る公用請求が迅速化することで、全体としての戸籍情報取得に係る事務負担の大幅な軽減に寄与するものである。

以上から、本提案においては第1次回答で貴省が示された懸念は想定されにくく、また、「令和2年の地方分権改革に係る提案に関する対応方針」にて「全ての行政手続をデジタルで完結できるよう見直す」とされたことから、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働開始に合わせて管理不全空家の所有者特定のために当該システムを利用した公用請求を行うことができるよう、あらためて必要な対応をご検討いただきたい。

**各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解**

**【山陽小野田市】**

戸籍謄抄本についても、住民基本台帳システムの利用拡大と同様に公用請求が電子的に行うことができれば、大幅な業務時間短縮になるので、ぜひ検討をお願いしたい。

**【熊本市】**

今回の提案は、危険な空き家の所有者特定、管理不全な状況の早期解決につながるものであるため、改正戸籍法の施行後、速やかに市町村間の事務負担偏在等の問題を検証し、制度改正へ動いて頂きたい。

**地方六団体からの意見**

**【全国知事会】**

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

**提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）**

○令和2年の対応方針等において、書面・押印・対面の見直しの方針が示されたことを踏まえ、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○第三者請求に関するこれまでの議論の経緯に照らすならば、市区町村からの具体的かつ切実な提案を踏まえ、弁護士等からの第三者請求一般から公用請求を切り離して、直ちに検討すべきではないか。

○本提案は市区町村が事務を遂行するために行う公用請求を、同じ市区町村内の戸籍部署へ請求することで、市区町村の公用請求業務を当該市区町村内で完結させようとするものであるため、前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

**【法務省】**

提案団体の提案を実現するために、有識者や市区町村の意見を聞いた上で、制度面及びシステム面の課題等について検討したい。

この検討に際しては、①提案団体の提案である市区町村の空家対策所管部局による同一市区町村の戸籍担当部局への公用請求のみを対象とするか、②同一市区町村内部での公用請求を対象とするか、③国や都道府県を含む地方公共団体による公用請求全般を対象とするかについて検討する必要があると考えられる。また、個別法(公用請求に係る根拠法)において制度面の手当てがされれば、本件のような提案が実現されることも可能と考えられる。

なお、いずれの場合であっても、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に規定する施行日(令和元年5月31日から5年を超えない範囲)から稼働)後に実現されること、既に戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策(デジタル・ガバメント実行計画)や、戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等(規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ)など、政府の方針を受け、並行して検討を進めている施策もあるため、提案団体の提案を実現するための制度面及びシステム面の課題等については、これらを考慮しつつ検討することとなる。

**【国土交通省】**

提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であり、同法を所管する法務省において検討されるものであるが、国土交通省としては、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考える。そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考えるため、法務省での法改正検討に向けて必要な協力をしていくこととしたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。

具体的な支障事例

地方税法第9条における相続による納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(除票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報を取得できるようになることで、他市町村への住民票照会をすることなく、戸籍の照会が可能となり、1回の公用請求で相続人を把握できる可能性がある。また、市町村による相続人の把握が円滑かつ迅速に実施されることで、国土交通省が進めている、所有者不明土地の解消についても調査期間を削減できるほか、市民にとっても、遺産分割協議等を円滑に進められるメリットがある。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、前橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、津市、京都市、枚方市、八尾市、山陽小野田市、高知県、中津市、宮崎市

○具体的な支障事例のように公用請求が2回必要となり手間である。住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報が取得可能になればこの手間も軽減されると思う。

○本市においても住民票を照会後に本籍調査を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムから本籍情報が取得できれば、これまでの2回の調査が1回に軽減され、事務の効率化につながると思う。

○相続人を判明させるまでには時間がかかっており、本籍地情報の取得が可能になれば、事務効率化に繋がるため提案内容に賛同する。

○本籍地が市町村合併などにより現在の市町村名と異なった地名になっている場合、どこの自治体に公用請求を送付すべきか確かめる必要がある。送付先自治体を誤った場合、照会文書が行き来する時間と郵便にかか

るコストが無駄になるため、ネットワークシステムで閲覧出来れば、照会先自治体を誤っていたとしてもすぐに正しい本籍地を確かめることが出来る。古い地名を調べる際、市町村のホームページ等に情報が無い場合もあるため照会文書の送付先自治体を誤ることは起こりうると考えられる。

○当市においても、相続人調査の際に公用請求を2回行うことは、相続人の早期把握の支障となっている。住民基本台帳ネットワーク上で本籍地情報が取得可能となることで、相続人の把握が円滑かつ迅速に実施され、早期の賦課徴収に寄与することができる。また、照会元・照会先双方にとって事務作業を軽減できる利点がある。

○相続人調査の際に、転居時などに転籍も行っている被相続人もおり、相続人調査完了まで繰り返しの公用請求が必要な事例が存在する。住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目が増えればそのような際の省力化にも繋がる可能性がある。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【総務省】

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報、住民票コード及び個人番号並びにこれらの変更情報に限定されており、「戸籍の情報」を追加することについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。

##### 【法務省】

住民の居住関係を公証し、住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳制度と、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する戸籍制度とでは、制度上の仕組みや対象が異なっており、一方の制度のネットワークに、もう一方の制度に関する情報を流通させることは適切ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加することは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の提案は、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加え、住基ネット端末から当該情報を取得できるようにすることにより、住民票除票の公用請求事務をデジタル化し、事務の効率化を図ることを目的としている。第1次回答において、「住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする」とされているが、本提案は国が進めているデジタル・ガバメントの推進にも大きく寄与する内容であり、また、

・住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日 第一小法廷判決)において、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、(略)人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、(略)個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。」とされていること。

・「戸籍の表示」についても、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものであり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報であるとは言い難いことから、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加えられない合理的な理由が見い出せないこと。

も踏まえ、スピード感のある検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【京都市】

措置を求めている「戸籍の情報」とは、相続人調査等のため、戸籍を請求する際に必要な情報である「本籍地情報」のみであることから以下のとおり反論する。

##### (総務省)

国が中心となって行政手続きのデジタル化を進めていく必要があるなか、郵送による照会を前提した手続きを改善するために、最低限の見直しを求めるものであり、速やか検討をお願いしたい。

##### (法務省)

住民基本台帳法第7条に基づく「戸籍の表示」に「本籍地情報」が含まれることから、戸籍制度の情報を流通させるものではなく、住民基本台帳制度の情報を閲覧できるよう追加するものであり、困難ではないと考える。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○住民基本台帳法に基づく住民票において、現在本籍地が記載されていることを踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報に「戸籍の情報」を追加すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

## 【総務省】

全国共通の本人確認ができる仕組みとして構築された住基ネットにおいては、個人情報保護の観点から、住民基本台帳に含まれる情報のうち本人確認のために必要となる情報に限定して管理、利用等しているところであり、ご提案の「戸籍の情報」の追加については、住基ネット関連訴訟の最高裁判決（平成20年3月6日）の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。

## 【法務省】

当省の見解は第1次回答のとおりであるが、加えて、最近でも、他人の戸籍証明書等を不正に取得する事件や戸籍情報を不正に閲覧する事件が発生しているところ、戸籍情報の取扱いについては、慎重に検討されるべきものとする。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省、国土交通省 第2次回答

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

市区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。

具体的な支障事例

## 【現行制度の概要、支障等】

租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。

また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。

## 【縦割り110番における国の見解について】

国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。

しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考えられる。

## 【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】

また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考えられる。

なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。  
住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。

## 根拠法令等

租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条

租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市

○当市では住宅家屋証明の年間証明発行件数に占める割合は約0.2%と少ないが(約57,500件中150件)、審査事例が年々複雑化しており国交省が発行しているガイドラインだけでは判断が難しい事例もままある状況であり、1件にかかる時間が重くなっている。今回の提案が見込めないのであれば証明要件を緩和し、審査そのものを簡素化する必要もあると考える。

○住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、証明事務への負担が増加している。

○住宅用家屋証明書の取得はほとんどの場合、司法書士などが登記手続きとともに代行しているが、その手間が代行費用に反映され、住民に余分な負担を強いている。住宅用家屋証明書が不要になれば、住民の費用負担も軽減されることが期待できる。また、当区の事例として、国の通達に基づき不備のない証明書を発行しているにもかかわらず、住宅用家屋証明書の交付時点と登記手続き時点の住所が異なることにより、申請者から修正・再発行を求められることがあった。法務局において住宅用家屋証明書の発行要件と同様の審査を行うことで、このようなことがなくなり、住民の利便性も向上する。

○行政側では、当市では、近年、大規模の集合住宅等が急増しており、開発業者側と協議し、50件単位の申請を計画的に分散して申請していただくなど、懸命に交通整理している状況である。このような工夫をしても、実際は、各税の繁忙期には、他の窓口業務に大きな影響を及ぼしている。特に未入居の案件では、賃貸ではなく自己物件の場合、不正防止(セカンドハウスの防止)のため、現有家屋の売却までを確認する必要があることから、行政側の負担となっている。

当該事務は、市にとって1,300円の手数料が入るが、大量の申請があった場合、時間外労働となる場合も多く、実際のコストは、歳入を超過しているものと推察される。市内に新規住宅が増え、税源の涵養となることは非常に喜ばしいことではあるが、歳入面においても市町村の事務とするメリットがほとんどないと、申請者側の負担も大きいので、法務局においてワンストップサービス化が実現されれば、申請する市民側にも大きな負担軽減策となる。特に、現行は、市町村長あての申請書中の「物件の表示」の疎明資料となる登記簿謄本等は、法務局でのワンストップ化を進めた場合、不要となるので、申請する市民にとって大きな負担軽減となる。

○提案市と同様、住宅用家屋証明の交付事務については、書類審査のみであるため、あえて市町村が判断する要素がなく、法務局においても同様の審査は可能であると考えられる。

また、国土交通省通知に基づき審査を行っているが、記載のない部分について、市町村によって判断が異なる恐れがある。住宅用家屋証明の取得に必要な書類は法務局での登記手続きの添付書類と重複しているため、先に表題登記申請をした場合、図面や上申書等の書類を法務局へ提出したため、それらの書類が手元になく、審査に時間がかかったり、住民に負担を課すといった支障が生じている。

## 各府省からの第1次回答

住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。

なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があるが、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、法定受託事務である市区町村における証明書の発行事務を廃止すること、言い換えれば、証明書

のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。

もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも吝かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響等は大きく、前者のみを検討した場合には、そのハードルの高さから、対応困難と結論付けられるのではと危惧している。については、後者に関しても先送りすることなく、実現に向けて前向きにご検討いただきたい。

なお、関係府省へのヒアリングの際に国土交通省が提示した資料では、「市区町村以外においても対応可能なものであるか精査」とされているが、審査対応に関しては、建設省住民発第32号通知(昭和59年5月22日最終改正令和3年4月1日)にて、「申請者より提出された書類等により行うもの」とされており、市区町村以外の機関においても十分に対応可能であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○国税の軽減措置のための証明に関する事務が市区町村の負担となっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けないよう、現行制度は見直すべきではないか。

○地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点から、関係府省間で連携しつつ、提案を実現する方向で検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの可否の前提として、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可否を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいりたい。

また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和4年度税制改正の検討過程において予定されている要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたい。

なお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検討を進めているところである。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房、厚生労働省、国土交通省 第2次回答

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

## 提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長

## 提案団体

八王子市、福島県、さいたま市、横浜市

## 制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

建築基準法第 85 条第 1 項及び第 2 項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後 3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により 2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。

新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が 2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長 2年3ヶ月であることから、早ければ令和 4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について 2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。

A 県の場合、令和 2年 8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 33 件となっている。

B 市の場合、令和 2年 8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 13 件となっている。

C 市の場合、令和 2年 12 月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 4件となっている。

D 市の場合、令和 2年 4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が 1件となっている。

コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるよう、特定行政庁の裁量を拡大することにより、地域の実情に合わせた医療体制等の確保が可能となる。

## 根拠法令等

建築基準法第 85 条、第 87 条の 3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島市

○当県においても、数件建築基準法第85条2項に基づく仮設建築物の申請があり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、2年の期間を超える可能性が高い。

○新型コロナウイルス感染症の状況に対応するため、既存施設について法第87条の3を適用し、一時的に用途変更を行い、軽症者のための宿泊療養施設としている。コロナ禍の終息時期が見通せない中、令和4年夏には許可期限が到来することとなるが、同施設が継続して必要とされる可能性がある。

○当市においても新型コロナウイルス感染症対策として、病棟、PCR検査棟など計5件の応急仮設建築物の許可を行っている。

現在、新型コロナウイルスの収束の見通しが見つからないため、最大2年3か月の許可期限後の取扱いについて、既に相談を受けており対応に苦慮している状況である。また、許可期限後において、施設を利用できなくなれば、別施設の整備や対応できる医療施設の減少などにより社会混乱を生じさせかねないとする。したがって、地域の感染状況に応じて、特定行政庁が2年3か月を超えての存続期間を許可できるよう制度を整備いただきたい。

○許可事例は2件あるが、現時点では存続期間延長の要望はない。許可を行って間もないこともあり、現時点で要望はないが、今後も許可申請の可能性があり、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるようにすることは望ましいと考える。

## 各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

新型コロナ感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限は、早ければ来年夏を迎えることを鑑みれば、迅速に対応する必要があるため、現場の実務に支障がでないよう対応を検討頂きたい。

また、新型コロナ感染症以外の災害全般に係る応急仮設建築物の許可期間に関しても、復旧・復興が長期に渡る事案が多いことから、新型コロナ感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限の検討に支障がでないよう留意しつつ、検討を進めて頂きたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

コロナ禍の収束時期が見通せない中、新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間を延長できるよう、制度の見直しを求める。

## 【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、「安全性等の観点から支障がないと認められる場合」の判断が非常に困難であるため、安全上支障がないとする要件等を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応の応急仮設建築物の存続期間が延長可能となるよう検討したいとの説明があったが、医療機関などの現場に支障が出ないよう、早急に具体的な検討を進め、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示し、現場が予見可能性を持って取り組めるようにしていただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応以外の応急仮設建築物の存続期間についても延長可能とすべきか地方公共団体の意見を踏まえて検討したいとの説明があったが、地方公共団体の負担とならないよう必要最小限度で早急に確認し、検討いただきたい。

○上記各検討においては、存続期間を延長する場合における安全性等の具体的な考え方等についても検討い

ただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

建築基準法第85条第1項、第2項等に規定する応急仮設建築物については、応急の必要性の観点から、建築基準法令の全部又は一部を適用除外としつつ、安全性に係る規定を緩和している建築物が長期間存続することは適当でないことから、その存続期間を、工事完了後、最長2年3ヶ月として規定している。

一方、災害発生後、応急仮設建築物を建設してから、恒久的な建築物への移行に向けた各種調整に時間を要したこと等により、結果的に、存続期間である2年3ヶ月を越えて、応急仮設建築物を使用せざるを得ない場合が生じ、特定行政庁が、法制度上の運用に苦慮しているといった声があることも承知している。

新型コロナウイルス感染症対策として建設された応急仮設建築物についても、感染状況に応じて引き続き使用することが必要となる場合が想定されることから、建設時点に想定されていなかった2年3ヶ月を超える場合について、個々の建築物ごとに、安全性や公益上の必要性を担保するため、地域の有識者の活用等の仕組みを前提としつつ、制度上の枠組みに関して、引き続き検討を進めてまいりたい。

また、特定行政庁に対しては、応急仮設建築物の実情を確認する際に、存続期間の延長について検討していることを情報提供しており、引き続き、適切に情報提供を図ってまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任

提案団体

京都府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。

具体的な支障事例

バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されておらず、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべきと考える施設について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。

一方、当府では、平成7年に制定した「京都府福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子利用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。

このように地方公共団体が条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定めた建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の手續とは別に行っている。建築基準法に基づく建築確認の手續と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手續で受けた指摘をもう一方の手續の書類に反映させなければならない手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手續と条例に基づく手續を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し申請者が工事を完了させてしまう事例もある。

建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

バリアフリー法で建築物特定施設の追加について条例委任することで、現在条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定めている地方公共団体においては、手續が一本化することにより、申請者の利便性の向上や行政手續の効率化が図られるとともに、建築確認の手續の中で規制の実効性を確保することが可能となる。

また、現在、条例を制定していない地方公共団体においても、それぞれの地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加する契機となり、全国的なバリアフリーの推進の促進や地域の自主性・自立性の向上につながることも期待される。

## 根拠法令等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号、第14条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、兵庫県、和歌山県、鳥取県

○当県においても劇場等の客席を努力義務として条例に追加しているが、適合義務が生じる建築物特定施設として条例委任することでより地域の実情に応じた弾力的な施策の実施が可能と考えるので、建築物特定施設についても条例で追加できることとされたい。

○区の条例において、「授乳室」の規定については、「廊下等」の規定の中に基準があるのでわかりにくい状況がある。条例において建築物特定施設の追加が可能となれば、それらを切り分けることができるようになり、申請者にとっては分かりやすくなると考えられる。また、地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加することができれば、より地域のニーズに合ったバリアフリー整備の推進の有用な手段となり得ると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物特定施設に関する基準を付加できることとしています。

具体的な支障事例としてご記載の「劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていませんが、地方自治体が地域の実情に応じて、「劇場等の客席」に関し、移動等円滑化基準に必要な事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「劇場等の客席」のみを建築物特定施設として政令で追加した場合には、今後、社会情勢の変化等により、他の建築物特定施設を定める必要が生じた際に、地域の実情に即応できないことが想定される。

また、現状においても「劇場等の客席」以外の建築物特定施設に準ずる施設について基準を独自に定めている地方公共団体もある。

そのため、地方公共団体が条例で建築物特定施設を追加可能とし、建築物移動等円滑化基準を定められるよう、委任規定を設ける法律の改正を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、建築物特定施設については政省令による追加と条例による追加の両面で検討するとの説明があったが、政省令を改正して建築物特定施設を追加する形式は、地域の実情に即応できず後追いにならざるを得ないため、地域におけるバリアフリー化を促進する観点から、条例による追加を積極的に検討いただきたい。

○政省令による追加・条例による追加のいずれの場合も、移動等円滑化基準については、国が基準を設定せず条例で設定することを積極的に検討いただきたい。

○地方公共団体が定めている条例の内容や今後のニーズについて必要最小限度で早急に調査した上で、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

現在、バリアフリー法に基づく条例を制定済みの地方公共団体(14 都府県・6市区)、バリアフリー法に基づく条例を制定していない都道府県(33 道県)に対して、「建築物特定施設が政省令で限定的に規定されていることについての支障の有無」「政省令で規定されている建築物特定施設以外に追加を希望する施設の有無」「建築物特定施設を追加する場合の措置の方法」などのアンケート調査を実施しているところである。

現行、建築物移動等円滑化基準への適合性については、建築確認全体の9割以上を担い、条例を制定する地方公共団体とは別主体の指定確認検査機関等による建築確認・検査の対象とすることで担保していることから、基準適用の対象施設である建築物特定施設の追加にあたっては、確認検査制度の中で円滑に審査できる施設であることが求められる。

また、バリアフリー化を推進する必要性に鑑みれば、地方公共団体が地域の実情に応じてバリアフリー化を進めることもさることながら、国として一律にバリアフリー化を進めるべき施設については、法令で明確に位置づけることも必要と考えている。

地方公共団体が建築物特定施設への追加を希望する施設については、これらの観点も考慮しつつ、アンケートの結果を踏まえ、条例で建築物移動等円滑化基準を設定できるよう、必要な措置を講じてまいりたい。

なお、建築物特定施設を国が追加する形で措置する場合であっても、義務化の対象施設となる建築物特定施設や建築物移動等円滑化基準について、条例でできるだけ幅広く設定できるように検討するとともに、地方公共団体からのニーズを継続的に把握するなど、後追いになることなく地域の実情に即応できるよう対応してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

## 提案事項(事項名)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し

## 提案団体

埼玉県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度】

賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。

同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。

なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。

一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。

## 【支障事例】

このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住生活基本計画(都道府県計画)において、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に関する国の登録基準の緩和と住宅確保要配慮者の範囲の拡大を定めることが可能になれば、住宅確保要配慮者の居住の安定に関する計画が一本化することができるようになり、県民にとって分かりやすい計画体系となる。また、賃貸住宅供給促進計画を別に定める必要がなくなるため、大幅な業務の削減が見込まれる。

## 根拠法令等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条  
 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条  
 住生活基本法第17条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、長野県、寝屋川市、沖縄県

○当市においては、平成29年度に住生活基本計画（当市版）及び平成31年度に賃貸住宅供給促進計画を策定しておりますが、両計画の策定及び改定には多大な労力がかかるため、両計画の一本化による事務負担の軽減をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答

賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画を一の計画として策定することについては、現行法令上、何ら制限を課しておらず、現行制度下で対応可能であり、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日付け国住政第20号・国不土第38号）においても、住生活基本計画と都道府県賃貸住宅供給促進計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化しているところである。  
 なお、市町村単位では、住生活基本計画と市町村賃貸住宅供給促進計画を一の計画として策定している事例が複数見受けられ、このような事例の周知に努めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

この度の技術的助言で、パブリックコメントや市町村協議など二計画で共通する手続を一度に行うことが可能な旨を明確にいただいたことにより、事務の軽減が図られるほか、二計画を一体的に策定することで、従来と比べ県民にとって分かりやすくなると考えている。  
 一方、地方公共団体が二計画を別に策定している前提で、国が賃貸住宅供給促進計画に関する指針を個別に改正した場合、住生活基本計画と一体的に策定している地方公共団体は住生活基本計画の改定時期ではない時期に計画の見直しが必要となる可能性がある。  
 当県は、二つの法律に基づく一の計画としてではなく、住生活基本計画（都道府県計画）において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定できるよう提案していたので、上記とあわせて御検討いただきたい。  
 また、法律上、策定が任意であるにもかかわらず、計画策定が県独自基準の設定要件とされては、実質的に計画を策定せざるを得なくなってしまう。  
 本計画を含めて、計画策定数が増えることは、自治体の事務負担の増大はもちろん、県民に対しても、分かりやすい計画体系構築の妨げにもなってしまう、地方分権改革の観点からも課題であるため解消を求めたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。  
 ○賃貸住宅供給促進計画について、法律上策定を任意としながら、省令により登録住宅の基準の緩和等のために策定が実質的に義務付けられていることは不適當ではないか。国の基準の緩和等を可能とすることについては、地方公共団体の裁量性の担保の観点からも、法律上、当該計画において「できる規定」として位置付ける

べきではないか。

○2つの計画の一体的策定が許容されているとのことだが、一体的策定では、それぞれの国の指針等の改定に伴い改定作業が生じること、また、それぞれの法律上の手続は残るという支障があることから、登録住宅の基準の緩和等については、法律上策定が義務付けられている住生活基本計画で定めることが可能となるよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一の計画として策定する、又は同計画に代替させるのいずれの場合であっても、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第4条に基づく基本指針に基づき作成、改正されるものとする。なお、改正作業については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画（都道府県計画）を一の計画として策定している場合においても、賃貸住宅供給促進計画に基づくべき同法第5条の基本方針が改正された場合、必ずしも直ちに当該一の計画を改正する必要ではなく、改正内容を検討・精査し、当該一の計画の計画期間や他の基本方針の見直し検討の状況等を踏まえ、柔軟に改正することは構わないものと考えている。

また、二つの法律に基づく一の計画ではなく、住生活基本計画（都道府県計画）において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録基準の強化・緩和を含む賃貸住宅供給促進計画の内容を定め代替させることを可能とすることについては、他の様々な計画との関係において賃貸住宅供給促進計画のみについて措置することの整合性の説明が困難な上に、住生活基本計画における賃貸住宅供給促進計画の範囲が制度上不明確となり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準である「賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること」についての判断が困難となり、法制的な整理が困難である。

いずれにしても、本年度中にほぼ全ての都道府県が新しい住生活基本計画（都道府県計画）を作成予定であり、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画（都道府県計画）を一の計画として策定するに当たっての地方公共団体の支障及び必要な参考情報を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、実際の作成に当たっての支障等について来年度フォローアップ調査を行うこととし、それらの結果と法制上の課題を踏まえ、必要な対応について検討する。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当の支給資格要件の明確化

提案団体

富田林市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。

具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。

具体的な支障事例

当市では、児童扶養手当法に則り、その支給資格について、相談段階からパンフレット等を用いて相談者にわかりやすく説明を行っている。その中で、離婚を希望しているものの配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもとの生活を送っている(別居状態にある)が、誰からの援助もなく経済的に苦しいとの相談があった(相談者によると新型コロナウイルスの影響もあり調停が進まない状況にあるとのことであり、正式に婚姻が解消されるまで児童扶養手当の支給対象とすることができないということになると深刻な困窮状態に陥るものと考えられる。)

当市としては、児童扶養手当の支給対象とすることができないか検討を行ったが、事情を伺うと現在は離婚調停中とのことであり、「父母が婚姻を解消した場合」には当たらない。そこで、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当しないか検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかにされておらず、認定に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることが明確になれば、かかる場合についても児童扶養手当の支給要件を満たすものとして認定がしやすくなり、適切に支援を行うことができるようになる。

また、児童扶養手当の要件を満たすことが明確になることで、その他の関連制度(ひとり親医療、ひとり親の就労支援等)も利用できるようになるため、様々な理由から離婚が成立しない方の不利益が軽減され、生活の負担軽減にも繋がる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条

児童扶養手当法施行令第1条の2

「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和 55 年 6 月 20 日付厚生省児童家庭局企画課長通知)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

入間市、千葉市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、茨木市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、小林市

○離婚調停や裁判中で、事実上ひとり親状態である者について、要件を明確化したうえで受給対象にすることができれば、各種ひとり親家庭向け支援を受けることができるようになり、対象家庭の生活の安定につながるものと期待されます。ただし、遺棄の判断基準の中では「子の安否を気遣う連絡がある場合には遺棄に該当しない」とされており、こうした判断基準との整合性が取れなくなる可能性もあることから、遺棄での認定と、離婚調停中等の事実上のひとり親の認定には、明確な線引きが必要と考えます。

○当市においても、離婚調停中であり実態がひとり親である場合において、児童扶養手当の支給対象とならず、また、その他関連制度（ひとり親医療、ひとり親支援制度）も受けることができないことで、生活の負担が大きく、相談を受けることが多い。調停が長引く場合もあり、深刻な困窮状態に陥る方の支援を検討すべきと考える。しかし、離婚調停中である対象者をひとり親とみなし、児童扶養手当の支給を認定するのであれば、明確な基準（必要書類等）設定が必要であり、また、同タイミングで児童手当等の受給者切替も案内することになるので、両制度を合わせた取扱いを明らかにする必要がある。

○配偶者がなかなか離婚に応じないため、実態はひとり親にも関わらず、児童扶養手当やその他の関連制度の対象とならないケースがあり、基準が明確化されれば、様々な理由により離婚が成立しない方の不利益が軽減される。

○当市でも調停が長く続き、なかなか離婚が成立せず児童扶養手当を申請できない事例が発生している。調停が 1 年以上続く場合なども認定ができるよう明確化していただきたい。

○離婚調停中であっても、遺棄に該当する状況であれば認定できるものという認識ではあるが、明確化することでより案内が容易になるものとする。

○離婚調停中の方の中には、生計の援助が全くないにも関わらず、相手方が税法上の扶養から外すことに同意しない等のケースもあり、実態はひとり親と変わらず真に支援が必要な方には、児童扶養手当を支給できるようにすべきと考える。

○遺棄についての相談があった際には、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」と別添 1 のフロー図を参考にしているが、様々なケースがあるため、自治体では判断に苦慮することもある。離婚調停中であつたとしても、どのような場合に遺棄に該当する可能性があるのか等明確化してもらえれば、遺棄認定にあつての判断材料が増え、窓口での相談対応がしやすくなると考える。

○当市でも同様な相談内容はあるが、離婚が成立していないため申請を断念している事例がある。

○当市においても、別居済みで生活費も受け取れていない離婚調停中の方から、手当を受給できないかとの問い合わせが入ることがある。

### 各府省からの第 1 次回答

児童扶養手当制度は、死別母子世帯を対象としていた母子福祉年金の補完的的制度として発足したものであり、その後の離婚の急増と手当受給者の増等も踏まえた改正を経て、現在の児童扶養手当は、福祉制度として、子育てと生計を一人で担い、また、不安定な就労条件に置かれていることが多いひとり親家庭の児童に着目し、当該児童に手当を支給することによって、ひとり親家庭の稼働能力の低下を補うための制度として実施しているものである。

こうした考え方に基づき、児童扶養手当制度においては、離婚調停中など、民法上の婚姻が解消されていない場合には、民法第 752 条の規定に基づく、同居、協力及び扶助の義務が適用となることから、原則として手当は支給しないこととしている一方、個々の家庭の実態も踏まえ、父又は母と生計を同じくしていない児童を幅広く捉えた上で手当の支給対象としており、父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童や、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による命令（保護命令）を受けた児童等についても手当を支給している。

なお、父又は母が児童を遺棄しているか否かの認定基準としては、昭和 55 年 6 月 20 日付け厚生省児童家庭局企画課長通知により、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合としており、具体的には、

・別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡があれば監護しているものと考えられること、  
・父又は母の居住が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず発見できず不明である場合には、他の

要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられること

・父又は母の居住が判明している場合であっても、母又は父が子を連れ出して家出した場合であって、父又は母の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、借金、ギャンブル狂等のため、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、父又は母に離婚の意思(将来意思を含む。)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられること

として示しているところであり、離婚調停中であって、当該認定基準に該当する場合には、児童扶養手当の受給資格を認め、適切に手当が支給されるよう、改めて当該認定基準について周知徹底することを含めて検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知では、「離婚調停中等の実質ひとり親世帯」について、「遺棄」に該当するか否かが明確にされておらず、支給の判断ができない状況であり、このような状況の者について明確に支給できることとなるよう、制度を見直していただきたい。

制度の見直しにあたっては、「離婚調停中等の実質ひとり親世帯の認定」の基準について明記していただき、各自治体の職員が、進まない離婚手続きのなか子どもを育てている実質ひとり親世帯の方に対して支給要件について説明できるようお願いしたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、離婚調停中である実質ひとり親世帯の方の生活状況はますます厳しい状況にあることから、制度改正を直ちに検討していただくことと併せて、制度改正までの間、現行通知の詳細な解釈の周知徹底を令和3年度のできるだけ早い時期でお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【豊橋市】

・離婚調停中の者でも遺棄に該当する場合には認定しているが、遺棄は1年以上監護義務を放棄している場合となるため、遺棄の成立までの期間は支援を受けられず、その間事実上ひとり親で生活が困窮している者に対して支援ができていないのが現状。一方、児童手当は離婚調停中の別居であれば同居優先により実際に児童を監護している者が手当を受給できるため、児童扶養手当についても同様に扱うことができると市民にとってもわかりやすいのではないかと考える。

・あくまでも遺棄の認定基準を満たす場合として取り扱うとした場合、「定期的な訪問、手紙、電話等による連絡がある場合」は遺棄には該当しないため、別居中の父・又は母が児童を気にかけて連絡がある場合には遺棄が成立しない。一方で、事実婚は「生計の維持」と「定期的な訪問」の両方がある場合に初めて事実婚となり、定期的な手紙、電話等が入っていない。離婚調停中や裁判離婚中の場合は離婚の明確な意思が示されていることから、この場合の遺棄の認定基準は、事実婚の基準とレベルを合わせてはどうか。

・ひとり親家庭支援の観点では離れた親と子の面会交流を推進する一方、児童扶養手当の認定では離れた親から子の安否を気遣う連絡があると遺棄に該当せず認められないため、推進施策と児童扶養手当制度に矛盾があり、市民への説明に苦慮している。今回の提案に関しては、遺棄の認定基準の周知徹底だけでなく、こうしたひとり親施策との関連、家族の在り方や生き方、価値観の多様化と現行制度との矛盾を念頭に置いたうえで検討が必要と考える。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○制度の目的を踏まえれば、昭和55年厚生省課長通知における「遺棄」の解釈だけでは認定の範囲が狭く、そもそも提案の内容について、「遺棄」の要件で見ようとすることに無理がある。「実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童」が広く該当するよう要件を拡張すべきではないか。

○支障解消に向けた方策(昭和55年厚生省課長通知の改正又は政令の改正により支給要件を追加)の検討状況について、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

「遺棄」という用語は、民法(明治29年法律第89号)においては、「夫婦や養子縁組の当事者間で扶養義務等

を怠ること」との解釈で使用されており、これは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)においても使用されている概念である。

児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第1条の2及び第2条において使用している「遺棄」の用語についても、これらの趣旨と同様、「片方の親が「扶養義務等を怠っている」状況」を指して使用しているものと解釈できる。

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定は、世帯の生計維持者による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童を類型化した上で支給対象児童を規定し、これらに準ずる状態にある児童を政令で規定することとしているものであるが、児童扶養手当法施行令の規定における「遺棄している児童」は、上述のとおり、「片方の親が扶養義務等を怠っている」状態にある児童を指しており、「実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童」を包含する規定として置かれているものであることから、「遺棄している児童」とは別の規定を置く必要はないものとする。

また、児童を遺棄している状態を「引き続き1年以上」とする、期間に係る要件を設けていることについては、児童が属する家庭が「実質的にひとり親と変わらない生計状態」にあることを客観的に判断するための基準として設けているものであるが、これにより、支給機関である地方自治体においては、公正な判断を、申請者あるいは地域によつての差異が生じることなく適切に行うことが可能となるものであることから、これに代わる基準の設定は難しいものとする。

厚生労働省としては、今般の提案を踏まえ、現行の昭和55年厚生省児童家庭局企画課長通知による遺棄の認定基準について、離婚調停中であっても、実質的にひとり親と変わらない生計状態にあると認められる要件を満たす場合には、適切に児童扶養手当を支給する判断が可能となる内容となるよう、「遺棄」の概念の解説について改めて検討を行い、令和3年度内に基準通知の改正を行いたいとする。